

砂川市競争入札参加資格関係事務取扱要領

平成12年12月27日
砂川市訓令第33号

第1 趣旨

この要領は、砂川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（以下「要綱」という。）第11の規定に基づき、市が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 資格審査等

1 資格審査の申請等

- (1) 砂川市契約規則（平成4年規則第24号。以下「規則」という。）第2条の規定による競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）によるものとする。
- (2) 前項の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 規則第2条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項及び添付書類を確認のうえ、これを受理し、当該申請者に対し競争入札参加資格審査申請書受理票を交付するものとする。
- (4) 前項の添付書類のうち、納税状況に未納の記載がある場合については、原則として受理しないものとする。

2 資格審査

資格の審査は、資格の種類ごとに別表第2の競争入札参加資格審査基準に基づき当該申請の資格を審査し、その可否を決定するものとする。

3 審査結果の通知等

- (1) 審査結果の通知は、競争入札参加資格審査結果通知書によるものとする。
- (2) 規則第2条の規定により作成する資格を有する者（以下「資格者」という。）の名簿（以下「資格者名簿」という。）には、次の事項を記載するものとする。

ア 氏名（資格者が法人である場合は、その名称）

イ 主たる営業所の所在地

ウ 資格の種類

エ 格付をすべきこととしている資格については、その格付された等級

オ その他必要と認める事項

4 資格の再審査

- (1) 要綱第5第1項の規定による資格の変更に関する申請は、競争入札参加資格変更審査申請書によるものとする。
- (2) 前号の競争入札参加資格変更審査申請書には、別表審査等3に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 要綱第5第1項の規定による資格者又は当該資格者の資格を承継しようとする者への通知は、競争入札参加資格変更審査結果通知書によるものとする。
- (4) 第2第2項の規定は、資格の再審査の場合について準用する。
- (5) 市長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該資格者をして、変更届を提出させるものとする。
 - ア 資格者の名称又は商号に変更があったとき。
 - イ 資格者が法人の場合において、その代表者に変更があったとき。
 - ウ 資格者の住所又は電話番号に変更があったとき。

- エ 資格者の組織に変更があったとき。
 - オ 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があったとき。
 - カ 資格者において、法令による免許等を有する技術者に変更があったとき。
- (6) 前号による届出は、競争入札参加資格関係事項変更届によるものとする。
- (7) 前号の競争入札参加資格関係事項変更届には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- (8) 市長は、第6号に規定する資格に関する事項の変更の届出を受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

第3 競争入札への参加排除及び資格の喪失

1 参加排除及び資格の喪失の通知

市長は、参加排除の決定をした場合にあっては競争入札参加排除決定通知書により、資格の喪失の場合にあっては競争入札参加資格喪失通知書により、資格者に対し通知するものとする。

2 参加排除及び資格喪失後における措置

市長は、政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札に参加させない旨の決定を受け、又は要綱第8第1項の規定に基づき資格が喪失した者を、当該決定において競争入札に参加させないこととした期間内（政令第167条の4第1項の規定に該当したため資格が喪失した者にあっては、当該喪失の理由となった事項が解消するまでの間）にあっては、これを随意契約の相手方としてはならない。また、工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

附 則

この訓令は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

資格審査申請書の添付書類

1 工事の請負に関するもの

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可に係る許可通知書の写し及び許可申請書別表の写し
- (2) 経営事項審査結果通知書の写し
- (3) 第1号及び前号に掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
- (4) 工事（事業）経歴書
- (5) 競争入札参加資格審査申請書付票
- (6) 技術者名簿
- (7) 申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書
- (8) 納税証明書
 - 市内業者 国税（法人税又は所得税及び消費税、地方消費税）
 - 道税（法人道民税及び法人事業税又は個人事業税）
 - 市税（市税務課発行の申告及び納税等確認書）
- 市外業者 国税（法人税又は所得税及び消費税、地方消費税）
- 都道府県税（法人都道府県民税及び法人事業税又は個人事業税）
- 本社所在地の市町村税（課税されているもの全て）
- 市内業者の市税については、申告、納税がされていることを原則とする。また、契約締結権限を委任する場合は、本店と受任先支店両方の上記納税証明書
- (9) 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない旨の誓約書

2 土木施設物の設計、建築物の設計、測量、地質調査、技術資料作成、道路清掃に関するもの

- (1) 前項第4号から第9号までに掲げる書類
- (2) 土木施設物の設計に関するものにあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条に規定する現況報告書の写し（建設コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (3) 建築物の設計に関するものにあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する登録に係る登録通知書の写し（登録の必要がない場合は、添付を要しない。）
- (4) 測量に関するものにあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録通知書の写し
- (5) 地質調査に関するものにあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条に規定する現況報告書の写し（地質調査業者の登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (6) 技術資料作成に関するものにあっては、補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書の写し（補償コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (7) 第1号から前号に掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
- (8) 申請をしようとする年の1月1日の直前1年間に売上高を有していたことを証する書類
- (9) 個人の場合で、第2号、第5号若しくは第6号に規定する登録を受けていないもの又は道路清掃に関するものにあっては、申請をしようとする年の1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類

3 その他の資格に関するもの

- (1) 第1項第6号から第9号までに掲げる書類
- (2) 損益計算書（申請書の1年間の収支決算欄に記入した場合は、添付を要しない。）
- (3) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し又は証明書。ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類を添付すること。

5 申請者が中小企業等協同組合法（昭和22年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」と総称する。）であるときは、第1項から第3項までの規定によるほか、当該組合の定款及び組合員名簿を添付すること。

6 前項に掲げるもののほか、協同組合等が経済産業局長から官公需の受注に係る適格組合証明を受けている場合は、適格組合であることを証する書類を添付すること。

砂川市競争入札参加資格審査基準

第1 共通的審査事項

1 法的適性

- (1) 参加しようとする競争入札に付されている事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とする者にあっては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

2 事業の経験又は従事年数

- (1) 事業の経験又は従事年数の算出は、申請をしようとする年の1月1日を基準として行う。
- (2) 個人営業の者が同一業種につき法人を設立した場合は、個人営業を開始した時点からの期間を通算した年数をもって当該法人の経験又は従事年数とみなす。
- (3) 企業が対等合併をした場合は、合併前における企業のうちの最低の経験又は従事年数に合併後の経験又は従事年数を加えた年数をもって、合併後の企業の経験又は従事年数とみなす。
- (4) 営業の譲渡があった場合は、その譲渡を受けた者の経験又は従事年数をもって譲渡を受けた後における譲渡を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、譲渡をした者の経験又は従事年数が、譲渡を受けた者の経験又は従事年数を超えるときは、その差の2分の1に相当する期間を譲渡を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもって譲渡を受けた者の経験又は従事年数とみなす。
- (5) 会社の分割により営業の承継があった場合は、その承継を受けた者の経験又は従事年数をもって承継を受けた後における承継を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、承継した者の経験又は従事年数が承継を受けた者の経験又は従事年数を超えるときは、その差2分の1に相当する期間を承継を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもって承継を受けた者の経験又は従事年数とする。

3 自己資本金

自己資本金は、払込済みの資本金の額による。

4 従業員数

従業員数は、代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数とする。

5 技術者数

法令の規定により免許、登録等を必要とするものにあっては、当該免許、登録等を受けている者の人数とする。

第2 共同企業体に係る審査

1 一般的適性

共同企業体が資格者になろうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることができる。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における審査は、次により行う。

ア 共同企業体の経営規模は、当該共同企業体の構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの合計とする。

- イ 共同企業体の経営状況は、当該共同企業体の構成員の経営状況の評点の平均値による。
- ウ 共同企業体の技術力は、当該共同企業体の構成員の技術職員数の合計とする。
- エ 共同企業体のその他の審査項目（社会性等）は、当該共同企業体の構成員のその他の審査項目の評点の平均値による。

第3 協同組合等に係る審査

1 一般的適性

- (1) 営業（経験又は従事）年数が、資格者たる要件を具備するものであること。ただし、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき又は協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあっては設立の際に資格者であった者が構成員の過半数を占めてい るときは、営業（経験又は従事）年数の要件を要しないものとする。
- (2) 当該組合が受注及び履行管理を行うのに必要な職員（その履行に関し技術的管理を必要とするものにあっては、技術職員を含む。）を確保していること。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における審査は、当該組合について算出した数値と当該組合の組合員（上位2分の1以内の資格者又は申請者たる組合員をいい、端数が生じるときは切り捨てる。）ごとに算出されたものの平均値の、いずれか有利な数値を使用する。
- (2) 建設工事に係るもの以外の場合における審査は、契約実績、自己資本額、従業員数、営業（経験又は従事）年数等による。

第4 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

1 審査項目及び基準

格付に係る審査項目及び基準は、国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準によるものとし、当該審査項目及び基準により算出された総合評点の数値（以下「評定数値」という。）とする。

2 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。ただし、技術的難易度の高い工事であって、B等級の施工により難い場合はこの限りでない。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	1,000万円以上	500万円以上	130万円以上	130万円以上
B	3,000万円未満	2,000万円未満	300万円未満	300万円未満

3 格付基準の作成

格付のための評定数値により、各申請者の格付の決定をしようとするときは、評定数値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び工事量等を勘案のうえ、格付基準を作成するものとする。この場合において工事種類間における調整に留意しなければならない。

4 格付対象者

格付対象者は、砂川市内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条に規定する営業所を設けている者及び市内に営業に係る拠点を設置し、かつ、受任者を配置する等市内に建設業法第3条に規定する営業所を有する者と同等と市長が認める者とし、この審査基準に合格し、格付しようとする工種に入札参加希望をしている者であること。また、それ以外は必要の都度格付するものとする。

競争入札参加資格変更審査申請書等の添付書類

1 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類

- (1) 資格者の営業について相続があったときは、当該相続を証する書面のほか、次のアからウに定める書類
 - ア 建設工事の請負契約に関する資格については、別表第1第1項第1号に掲げる書面
 - イ 測量に関する資格については、別表第1第2項第4号に掲げる書面
 - ウ ア及びイに掲げる資格以外の資格については、当該相続をした者に係る市区町村長が発行する身分証明書
 - (2) 資格者たる企業と他の企業との合併があったときは、合併された企業が法人の場合は当該法人の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録の写し）、当該合併に係る契約書の写し、個人の場合は当該合併を証する書面及び合併後に存続又は新設した法人に係る別表第1に掲げる書面
 - (3) 営業について譲渡があったとき
 - ア 譲渡を受けた者が資格者たる法人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び当該譲渡に開示登記を必要とするものにあっては商業登記簿謄本
 - イ 譲渡を受けた者が資格者たる個人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し
 - ウ 譲渡を受けた者が資格を有しないものである場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び別表第1に掲げる書面
 - (4) 協同組合等である場合
 - ア 組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面
 - イ 新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面
- ### 2 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類
- (1) 名称又は商号に変更のあったときは、当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面
 - (2) 法人の代表者に変更のあったときは、当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面
 - (3) 住所に変更のあったときは、資格者が法人の場合は当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面、個人の場合は住民票の写し及び営業証明書又は当該変更を証する書面
 - (4) 組織に変更のあったときは、当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面
 - (5) 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があったときは、当該変更を証する書面
 - (6) 法令による免許等を有する技術者に変更のあったときは、技術者名簿
 - (7) その他市長が必要と認める書類